

◎新潟県告示第219号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成24年7月27日	山崎 昭策	二級建築士	第6250号	死亡
平成24年7月27日	井上 重博	二級建築士	第12174号	死亡
平成24年10月12日	神田 孝雄	二級建築士	第6961号	死亡
平成24年10月26日	宮沢 均	二級建築士	第4483号	死亡
平成24年11月9日	西山 雄司	二級建築士	第17138号	申請
平成24年11月9日	高橋 満男	二級建築士	第1129号	死亡
平成24年11月9日	富所 勇	二級建築士	第151号	死亡
平成24年11月26日	阿部 節子	二級建築士	第4850号	申請
平成24年11月26日	諏訪 忠雄	二級建築士	第2163号	死亡
平成24年11月26日	諏訪 忠	二級建築士	第3513号	死亡
平成24年12月14日	小林 隆治	二級建築士	第8231号	申請
平成24年12月14日	丸山 敏英	二級建築士	第6200号	死亡
平成24年12月14日	三保 繁喜	二級建築士	第10831号	死亡
平成24年12月14日	瀧沢哲太郎	二級建築士	第1632号	死亡
平成24年12月28日	藤田 松夫	二級建築士	第4919号	申請